

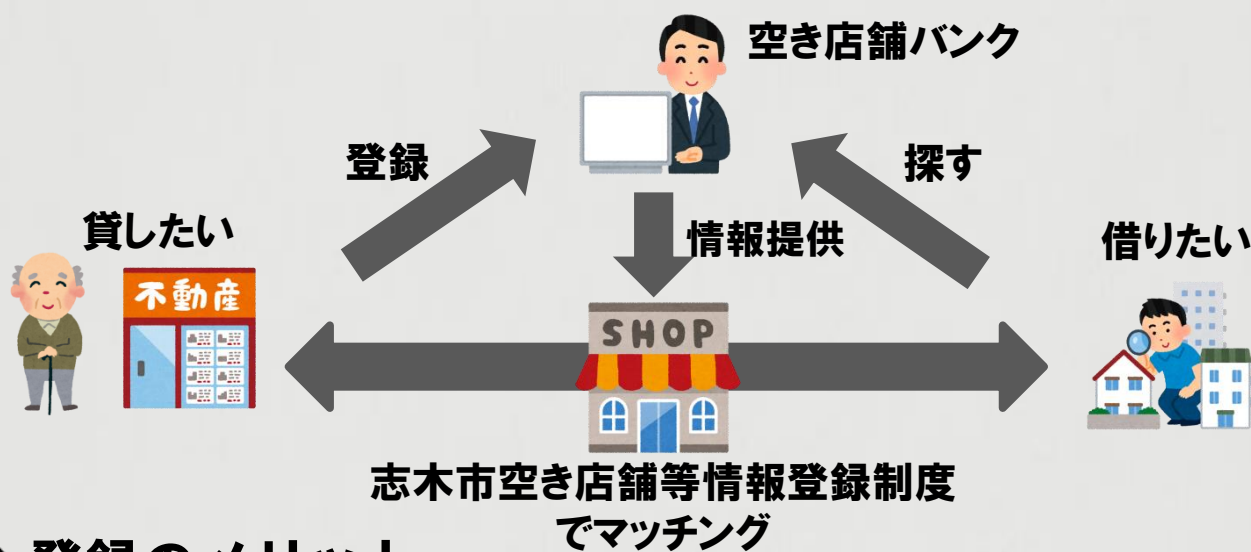
志木市内の空き店舗を募集！

志木市では、市内の商店会等の空き店舗等の情報を登録し、空き店舗の利活用を促進するため、「志木市空き店舗等情報登録制度」を実施しています。

「誰も借り手がいない」、「借り手を探すのが面倒」、「空き店舗となっている物件を有効活用してほしい」とお考えの方は是非、店舗情報をご登録ください。

志木市空き店舗等情報登録制度とは？

市内の空き店舗やテナント、空き事務所などについて、所有者や不動産管理会社から情報を登録し、市ホームページ（空き店舗バンク）に公開することにより、空き店舗等の利用希望者に広く情報提供するものです。



登録のメリット

本市に出店を希望される方への情報発信となるほか、登録された空き店舗等を活用した方は、「志木市空き店舗等活用事業補助金」の補助対象となります。

※補助金の採択にあたっては別途審査があります。

登録要件

	要件
①	申請者が当該空き店舗等の所有者等であること
②	当該空き店舗等の所有者等が土地の登記名義人と同一であること。土地の登記名義人が異なる場合においては、その名義人の承諾を得ていること。
③	当該空き店舗等の所有者等が暴力団の構成員ではないこと
④	当該空き店舗等に店舗、事務所等の設置が可能であること
⑤	所有権の権利者全ての合意があること
⑥	良好な状態で管理されていること
⑦	その他市長が登録を適当と認めるものであること



登録方法

下記の書類を、志木市商工会に提出してください。

	提出書類	備考
①	志木市空き店舗等情報登録(変更)申請書	第1号様式
②	志木市空き店舗等情報登録 ※空き店舗等の情報が具体的に記載	第2号様式
③	賃貸借状況証明書	別紙
④	申請物件の所有者が確認できる書類	登記簿謄本等
⑤	宅地建物取引業免許証の写し	不動産取引業者の場合
⑥	土地名義人の承諾書の写し	空き店舗等の所有者等が土地名義人と異なる場合

※必要に応じて、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

※②において、提出された情報をホームページ上で公開します。

※様式等については、市ホームページをご覧ください。

市ホームページ

<https://www.city.shiki.lg.jp/index.cfm/37,63834,155,604.html>



登録 Q&A

Q 登録に料金はかかりますか

A かかりません。

Q 利用者との仲介はしてもらえますか

A 市は空き店舗に関しての情報提供を行うのみで、物件の仲介・あっ旋は行っておりません。

Q 登録できる店舗はどのようなものですか

A 建築後1年以上の物件等であって以下の要件のいずれかに該当するもの。

① 3月以上営業が行われていない空き店舗

② 3月以上居住の実態のない空き家

③ 3月以上営業が行われていない住居を兼ねている空き店舗であって、住居の部分と空き店舗の部分が明確に区別できるもの

※登録されている空き店舗につきましては、市ホームページ「空き店舗バンク」をご覧ください。

市ホームページ

<https://www.city.shiki.lg.jp/index.cfm/37,63834,155,604.html>



※この制度は、志木市空き店舗等情報登録制度以外による空き店舗等の取引を妨げるものではありません。

問い合わせ

志木市役所市民生活部産業観光課

048-473-1111 (内線2164)